

ベニース事件の通訳をめぐる言語学的分析～談話標識を中心に～

Linguistic Analysis of the Bernice Case: On Discourse Markers

中 村 幸 子

Sachiko NAKAMURA

はじめに

ベニース事件に関する一連の公判は、法廷通訳をめぐる多くの問題、とりわけ通訳の質の問題、法曹界の人々が抱く通訳とはどういう行為なのかの認識、そして通訳を含めた法廷で使用されることばそのものの扱い方に関する問題を明るみにすることになった。これらの問題は、一つ一つ取り上げ丁寧に分析する価値があり、その必要があると考える。

本稿では、法廷通訳人による談話標識の扱い方の問題を取り上げ論じる。本稿の主要な目的は、裁判記録の分析を通じて通訳を介したディスコースには通訳者独自の談話的特徴が加わり、外国語の証言を忠実に再現するものではないことを検証することである。さらに第二の目的として、実際に裁判において重大な法的判断を行う立場にある裁判官、検察官、弁護人等の法曹界の人々に言語学の理論を用いた談話の検証に耳を傾けてもらい、通訳を介したディスコースの特徴を理解してもらうことも願うものである。

I. 'You know', 'you see', 'I mean' などの一般的意味

'You know (y'know)', 'you see', 'I

mean' は言語学では 談話標識 (Discourse Marker) と呼ばれる。談話標識研究の第一人者であるSchiffrin (1987) は、談話標識とは、発話する情報についての話者自身の伝達上の態度を示すもの、相手の発話の受容のあり方に関する情報を示すもの、発話の事前状況についての話者の認識を示すものなど、話者と聴者の情報や対人関係に関する様々な調整を反映するものと捉えている。つまり、談話標識とは「自分と相手を知っている知識」または「皆が知っている知識」に着目させようとする、メタ情報ツールと考えられる。

法廷通訳のディスコース¹⁾に関する研究者であるHale (2004:82) は談話標識を社会的な対人関係上の能力とみる。同氏によれば、'you see' は提示する情報に関する話者の確信の度合いを示すものであり、例として、「それはこういうことなんです」(let me tell you how it is) や「いいですか、こういうことなんですよ」(listen to me, this is how it happened) のような意味であると述べている。そして、法廷では、'you see' が情報の流れをコントロールしたり、相手の発話に反論したりする際に用いられるとし、通訳バージョンにそれらが訳されていないこと

から生じる問題を論じている。すなわち、通訳者が主要命題ではないとして 'you see', 'you know', 'well' などを訳さない場合、原発言の意図、勢い、強制力が失われるというものである。

研究社応用言語学辞典（2003）によれば、談話標識は日常の談話行動において「発話を相互に関連付け、談話の境界を示し、談話の流れを決めたり、その一貫性の度合いを示し、談話の相互作用を円滑に運ばせるために必要な情報を提供する。談話標識は話し手のメッセージをコンテキスト化する指示機能を持つ「場面の手がかり」（contextualization cue）の一つとも言われる」（p.280）とされ、英語では、oh, well, and, but, or, so, of course, because, since, now, then, I mean, y'know, anywayなどを挙げている。そして、これらの談話標識が「音韻、統語、意味、語用論的に機能し、談話的に多様な特性がある」ことも付け加えられている。

さらに、プロ翻訳者グループが作成しているオンライン辞書の英辞郎 on the WEB²⁾に掲載されている 'you know' の意味は、以下のように状況によってさまざまである。

1. 「ご存じでしょうが、ご存じのとおり」
【用法】文頭または文末に置かれる
2. 「当たり前ですが、分かり切ったことですがもちろん」【用法】念押しする時に文頭または文末に用いる
3. 「あのね、あのー、ねえ、ところで」【用法】相手の理解を期待して文頭で用いる
4. 「いいかい、そうじゃないよ」【用法】事実を再確認する時に文頭に置かれる
5. 「～でしょ、～ですよ、～じゃないですか、何しろ～だから」【用法】同意を求める時、内容を確認する時に文末に用いる
6. 「えー、ほら、あの…」【用法】ことばに詰まった時

7. 「ほらあの」【用法】相手の記憶を想起する時

8. 「知ってるでしょ、承知してるでしょ」
【用法】皮肉で使われることもある

'you see' あるいは 'see' については、「ほら、あのね、ご存じでしょう」【用法】会話で注意を促す時などに用いられるとあり、'I mean' については、以下のような説明がある。

1. 「…と言うのは、と言っても、という意味だが、のことだが、つまり、言い換えれば」【用法】前言の補足・説明

2. 「いや、その」【言い間違いの訂正】
これらは、今風にいえば「ていうか」のような使い方であるといえる。

本稿で取り上げる談話標識の一般的意味やその機能についての議論は、上記の定義と用法に基づく。いずれも、'you know', 'you see', 'I mean' などの談話標識が語用論的効果を生み出す機能を持つ語や表現であるということを示すものである。これらのことから、'you know' などの表現が相手に自分の話に注意を向けさせたり、念押ししたりする機能を有していると考えられる。これらの意味や機能に近いものとして日本語では 間投詞が近似的機能を果たすのではないと思われる。本稿が分析の対象とするベニース事件では通訳人が「あのう」「え～」などの間投詞を多用している。これらの一種の言い淀みは果たして被告人の談話標識を意識して訳したことの表れと言えるのだろうか。この点を以下の2つの仮説を立て、検証したい。

仮説1 通訳者が被告人の 'you know', 'you see', 'I mean' を意識して訳しているとすれば、ほぼ同じ個所でそれらの訳がなされるはずであり、その回数もほぼ同じであるはずである。

仮説2 通訳者自身の言い淀みの癖、すなわち通訳者自身の個人語であるとすれば、被告人の発話から独立して出現し、なおかつ頻度も被告人のものとは異なるはずである。

以上の2点について例を挙げて検証してゆく。まず、例1～3を見てほしい。これらは、平成21年11月11日に行われた公判の被告人質問の最初の方で出てくる。被告人の発話には談話標識がなく通訳にのみ「あの～」が差し挟まれる例である。なお、日本語の尋問部分の通訳例は割愛した。以下（同様）

〈例1〉

弁護士：覚せい剤という薬物の名称は、日本に来るまで聞いたことがありましたか。

被告人：No, I didn't.

通訳人（男）：いいえ、あのー、ありません。

〈例2〉

弁護士：捜査官はあなたに対して紳士的に接してくれましたか。それ……。ああ、それとも覚せい剤を持ち込んだという事で、怒鳴られたり厳しく叱責されたという事はありませんか。

被告人：There was a lot of accusa-, accusations there.

通訳人（男）：あの、あのー、多く何度も叱責されました。

〈例3〉

弁護士：それから日本に入国する際ですけれど、その時は南アフリカの旅券ではなくて、ドイツの旅券を提示したんですね。

被告人：Because South African is expired. I don't show it anyone.

通訳人（男）：はい。あのー、南アフリカの旅券は既に、あのー、期限切れでしたので、提示しませんでした。

この3例は被告人の発話が非常に短く何の言い淀みもなく、談話標識も入っていないのに通訳人の訳のみに「あのー」が差し挟まれる例である。ここにあげた例以外にも通訳例にのみ「あのー」や「ええと」や「えー」が差し挟まれている例は非常に多く見られる。被告人が端的に答えているにもかかわらず、通訳人の間投詞の差し挟みにより原発言の明快さが弱められている上に、被告人が曖昧な受け答えをしているかのような印象が生まれている。

次に、例4では、被告人の発話中の "you know" の位置と通訳の「あの～」の位置が異なる例を挙げる。

〈例4〉

弁護士：その家族に会えないと言われたという話なんですけど、どれぐらいの期間、会えないとか、何かもうちょっと具体的に、どういうふうに言われたか話してください。

被告人：Um, I just heard that I'm going to be here a very long time, you see. And me, I'm over 50, you know. And for me, I felt that my, I won't have a life anymore! You know? I mean, I didn't do this to hurt anybody!

通訳人（男）：えーと、とても長い期間だというふうに言われました。私はこのように50歳を超えています。もうこれからの私の人生もないようなものです。私は人を傷つけたいなどと思いたくないのです。

通訳人（女）：人を傷つけようと思って、このようなことをしたのではありません。

この例4では、被告人は 'you know' を二回、'I mean' を一回使用し、自分の主張を訴えている。しかし、通訳バージョンには最初に「えーと」が入っているだけで、被告人が訴えようとした「わかるでしょう?」「いいですか」などに相当する日本語訳は入っていないのである。さらに男性通訳人の訳の後に女性通訳人が修正を加えている。この介入の問題点については別の機会に詳しく論じたい。例4以外にも被告人が談話標識を使用したにも関わらず通訳バージョンにはそれと同じ場所にそれに相当するものが入っていない例は数多く見られる。例1, 2と同様、被告人の談話標識は通訳バージョンでは再現されていない。

次に、例5では、被告人の発話中の談話標識が全く訳されていない例を示す。取り上げた例は、同じ公判日の検察官による反対尋問より抽出した。

〈例5〉

検察官：あなたは起訴の前日、5月27日ですが、この時の検事の取調べで、あなたが自ら積極的にイリーガル・ドラッグしかないと思っていたと供述しましたね。

被告人：Yeah, that is when they told me that morning before, you see, that what it, what it actually was, you see.

通訳人（男）：はい、その前日の朝のことでしたが、そうだと言われて、そう言いました。

最後に、例6として、被告人の談話標識とは無関係に通訳者が独自に「あの一」「えー」「ええと」を差し挟んでいる例を取り上げる。通訳者独自の差し挟みは公判のほぼ全体にわたって見られるものである。

〈例6〉

弁護人：それから5月の9日に、フランクフルトからシンディーに対して、以前よりも検査が厳しくなっているというメールを送ったと。これはまちがいないですか。

被告人：Yeah, I did. But it, that's not the whole message on the, on the thing, you see. And it was for to go through the, to another terminal. It wasn't with my bags and all that. It was just long queues, and, and all that.

通訳人（男）：最後のところ、ちょっと聞き取れなかった。

裁判官：じゃあ、もう一度、言ってもらって。

通訳人（男）：long.

被告人：The queues, you know. There was just a lot of people that had to do the personal check and-- you know.

通訳人（女）：長いのです。長い列が。

通訳人（男）：えーと、私は、あの一、送りましたが、あの一、それはすべてではありません。あの一、当時、あの一、私、ターミナルにいたのですが、あ一、長い列があって、その中で、したことです。

この例6では、被告人の 'you see' や 'you

know'の位置とは全く異なる場所に通訳人独自の「えーと」「あの一」が出現している。この例以外でも本件では通訳人独自の「あの一」や「えー」が非常に目立つ。例1から例6までをみただけでも、被告人の談話標識は通訳バージョンではまったく正確に再現されていないことがわかる。よって仮説1「通訳者が被告人の'you know', 'you see', 'I mean'を意識して訳しているとすれば、ほぼ同じ個所でそれらの訳がなされるはずであり」の部分は棄却される。では、次に、仮説1の「その回数もほぼ同じであるはずである」の部分を検証するために、被告人と通訳者それぞれが使用した談話標識の頻度をカウントする。その結果を表1に示す。

表1 談話標識の頻度

| 被告人コーパス | | 通訳人コーパス | |
|----------|------|---------|------|
| 談話標識 | 出現回数 | 間投詞 | 出現回数 |
| you know | 82 | あの一 | 172 |
| you see | 43 | えー | 178 |
| I mean | 4 | あの | 44 |

被告人コーパスは英語であるため単語をカウントできるので全体の語数に対する分析対象語の出現頻度をパーセンテージで表示することが可能であるが、日本語コーパスは本分析のために分節化やタグ付けを行っていない。よって本稿では出現頻度のみで比較することにする。コーパスのテキスト処理手法は、第1回公判全体の被告人の発話と通訳人(男性)の訳出の部分を取り出しテキスト形式で保存したものをそれぞれ被告人コーパス、通訳コーパスと称す。これらをAntConcというテキスト分析ツール³⁾を使用し、指定した表現の出現頻度をカウントした。もし検察側が主張するように通訳人の「あの一」「えー」「あの」などが'you know', 'you see', 'I mean'な

どの訳であるとするならば、同じような頻度になるはずであるが、表1が示す通り、圧倒的に通訳人の「あの一」「えー」「あの」の使用頻度が上回っている。よって、使用頻度カウント分析からも仮説1は棄却され、仮説2が成立する。ちなみに、被告人の談話標識の使用が一般の言語使用の特徴に比べて特に多いかどうかをBNCコーパス⁴⁾の話し言葉カテゴリで確認したところ、'you know'(被告人0.327%, BNC 0.263%), 'you see'(0.171%, 0.045%), 'I mean'(0.016%, 0.173%)と'you know'については、一般の言語使用とさほど大きな違いがないものの、'you see'は、本件の被告人は4倍程度多く使用し、逆に'I mean'は一般的な使用に比べれば10分の1程度の頻度であることが分かっている。'you see'が多用されているのはおそらく自分の言い分に確信を持ち注意を向けさせたい欲求を示していると解することができる。通訳人の間投詞の使用頻度については日本語の一般発話コーパスと比較すれば同様の分析も可能であるが、本稿の目的を越えているためここでは差し控えることとする。

おわりに

本件の公判初日の被告人質問の反訳からだけでも、被告人の談話標識の部分とは全く独立して通訳者が独自に「あの～」や「えー」を差し挟むという状況がほぼ全体にわたって生じていることが分かった。これらを被告人の談話標識'you know'や'you see'を日本語に訳したものだとするには非常に無理がある。むしろ、通訳人の個人の言い淀みないしは口癖と考える方が自然である。これらは、いわゆる決定的な誤訳ではないため、その結果生じる発話の効果の改変には目が向けられにくい。本件では、被告人が一貫して'you see'や'you know'を繰り返し、自身の主張

を強調したり自身の発話に注意を向けさせようとしているにもかかわらず、通訳人の訳には反映されておらず、被告人の訴えが無視される結果となっている。さらに、通訳者の個人語である「あー」や「えー」が頻発することにより、本来明快で歯切れが良かった被告人の発話が曖昧で不確かで自信に欠ける発言であるかの印象を聞き手に与える可能性がある。「あー」、「あ」や「えー」の頻度は 'you know' 'you see' 'I mean' よりも多く、この点からもこれらが通訳者の個人語であると断言できよう。よって仮説1は棄却され、仮説2が成立すると結論付けることができる。

【注】

- 1) 法廷通訳ディスコースとは、法廷での通訳を介したやり取り、程の意味である。
- 2) 英辞郎は、1980年代に翻訳・通訳者グループにより英単語用例集として編纂が始まった。実際に使用されている事例から語彙や用例が採用されていることが最大の特徴である。現在も語彙が新たに追加され続けるいわば「成長する辞書」である。現在は英語教育図書等の大手出版社アルクのウェブサイトのトップページにリンクされたことで最新の語彙が必要な研究者や翻

訳者だけでなく一般の学習者にも利用者が広がっている。

- 3) AntConc とは早稲田大学の Laurence Anthony 教授が作成した無償のコーパス分析ツールである。KWIC機能のほか、並べ替え、単語の分布表示、語の共起関係の計算など一通りの機能は整っている。日本語コーパスも検索可能。
- 4) BNCコーパスとは、The British National Corpus の頭文字を取ったもの。書きことば、話し言葉あわせて1億語からなる、世界最大規模のイギリス英語コーパスである。採用されているテキストは様々なジャンルからバランスよくサンプリングしたものである。現在、小学館コーパスネットワークよりオンライン購入が可能となっている。

【参考文献】

- Hale, S. (2004). *The Discourse of Court Interpreting*. Amsterdam: Benjamins.
- Shiffrin, D. (1987). *Discourse Markers*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 英辞郎 on the WEB available at <http://www.alc.co.jp/>
- 応用言語学辞典 (2003) 小池生夫他編 研究社

本研究は、「裁判員裁判における言語使用と判断への影響の学融的研究」(科学研究費新学術領域研究21200046)の助成による。